

人その他の団体

▽市内の事務所又は事業所に勤務する人

▽市内の学校に在学している人

▽市税の納税義務が有る人

▽実施機関が行う事務事業に利害関係が有る人(利害関係に係る情報の公開に限ります)

※右記以外から情報の公開の申し出があった場合も、これに応ずるよう努めます。

●公開請求の方法

情報の公開を請求しようとする場合は、所定の事項を記載した請求書を総務課「情報公開担当窓口」に提出します。

●非公開情報

情報の公開を請求した場合は、原則公開となりますが、次の情報は公開することができません。

▽個人のプライバシーに関する情報

▽個人又は法人などの事業に関する情報で、公開すると当該個人又は法人などの権利、利益などが明らかに損なわれると認められる情報

▽公開することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査、その他の公共の安全と秩序の維持に具体的な支障が生ずると認められる情報

▽国、県及び市の機関相互間との協力関係・信頼関係に著しい支障が生ずると明らかに認められる情報

▽検査、試験など公開することにより事務事業の執行に支障が生ずるおそれのある情報

▽法令などの規定により公開できない情報

●公開・非公開等の決定

実施機関は、公開請求があった場合は、原則として15日以内に公開・非公開などの決定をします。ただし、事務処理上の困難など正当な理由により15日以内に決定できない場合は、60日まで決定の期間が延長となることもあります。

●公開の実施

情報の公開を決定した場合には、書面で公開の日時及び場所などを通知します。

●公開に係る費用

情報の公開に係る手数料は、無料です。ただし、写しの交付を受ける場合には、当該文書などの写しの作成などに要する実費相当分及び郵送の場合は郵送料を負担していただきます。

●救済措置

非公開や部分公開など実施機関の処分(決定)に対して不服がある場合には、「行政不服審査法」に基づき不服の申し立てをすることができます。実施機関は不服申し立てを受理すると、公正な立場で審査を行う「都留市情報公開審査会」の意見を聴いて、再度公開するかどうかを決定することになります。

●情報公開についての問い合わせ先

都留市総務部総務課
行政防災担当(内線401/402)

請求から公開までのしくみ



情報公開窓口

実施機関

非公開など